

青森県報

号外第四十七号

令和六年
七月十九日
(金曜日)

目次

- 大規模小売店舗の変更の届出.....(地域企業支援課).....一
- 右 同.....(同).....二
- 右 同.....(同).....二
- 右 同.....(同).....四
- 右 同.....(同).....四

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年七月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキつがる柏店
つがる市柏上古川幾山三六〇の一
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 代表取締役 岡田義則	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 代表取締役 高橋淳	令和 五・六・二五
株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 代表取締役 岡田義則	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 代表取締役 高橋淳	令和 五・六・二五

四 届出年月日

令和六年三月十五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及びつがる市役所

2 期間

令和六年七月十九日から同年十一月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、つがる市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和六年十一月十九日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年七月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ青森西店

青森市大字新田字忍四二の五外

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 代表取締役 岡田義則	変 更 後	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 代表取締役 高橋淳	変 更 年月日	令和 五・六・二五
-------------	---	-------------	--	---------------	--------------

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 代表取締役 岡田義則	変 更 後	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 代表取締役 高橋淳	変 更 年月日	令和 五・六・二五
-------------	---	-------------	--	---------------	--------------

- 四 届出年月日

令和六年三月十五日

- 五 届出書の縦覧

- 1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び青森市役所

- 2 期間

令和六年七月十九日から同年十一月十九日まで

- 3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

- 六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- 1 提出期限

令和六年十一月十九日

- 2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

- 3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

- 4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年七月十九日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
十和田元町ショッピングセンター
十和田市元町東一丁目六の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 代表取締役 遠藤義行	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 代表取締役 高橋淳	令和 五・六・二五
DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目二二の 七 代表取締役 石黒靖規	変更なし	
株式会社コナカ 神奈川県横浜市戸塚区品濃町五一 七の二 代表取締役 湖中兼介	変更なし	

- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
株式会社エコプラス 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 今井茂	変更なし	
株式会社ティールアンドティール 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 谷地賢光	変更なし	

株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 遠藤義行	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 高橋淳	令和 五・六・二五
DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目二二の 七 代表取締役 石黒靖規	変更なし	
株式会社コナカ 神奈川県横浜市戸塚区品濃町五一 七の二 代表取締役 湖中兼介	変更なし	

- 四 届出年月日
令和六年三月十五日
- 五 届出書の縦覧
1 場所
青森県経済産業部地域企業支援課及び十和田市役所
- 2 期間
令和六年七月十九日から同年十一月十九日まで
- 3 時間
午前八時三十分から午後五時十五分まで
ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。
- 六 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ
る。
- 1 提出期限
令和六年十一月十九日
- 2 提出先
青森県経済産業部地域企業支援課
- 3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年七月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

南町複合商業施設

三沢市南町二丁目三三の三〇二〇外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 岡田義則	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 高橋淳	変更後 年月日
変更前	NTT・TCリース株式会社 東京都港区港南一丁目二の七〇 代表取締役 成瀬明弘	変更なし	変更後 年月日
変更前	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 岡田義則	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 高橋淳	令和 五・六・一五
変更後	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 高橋淳	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 高橋淳	令和 五・六・一五

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二四条東二〇 丁目一の二一 代表取締役 鶴羽順	株式会社ツルハ 北海道札幌市東区北二四条東二〇 丁目一の二一 代表取締役 八幡政浩	二・八・二
---	--	-------

四 届出年月日

令和六年三月十五日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び三沢市役所

2 期間

令和六年七月十九日から同年十一月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和六年十一月十九日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年七月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツタヤ・ワンダーグー弘前店

弘前市大字高田二丁目の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 岡田義則	変 更 後	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 高橋淳	変 更 年月日	令和 五・六・二五
-------	--	-------	---	------------	--------------

三 届出年月日

令和六年三月十五日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県経済産業部地域企業支援課及び弘前市役所

2 期間

令和六年七月十九日から同年十一月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和六年十一月十九日

2 提出先

青森県経済産業部地域企業支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭